

愛知県行政書士会尾張支部相談会用シート

年月日	平成 28年 5月 19日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	会場	小牧市役所
相談者 (任意)	(住所) 小牧市小牧〇丁目〇番地 ----- (氏名) 尾張 太郎 男性・女性 (年令) 50 代 -----		
相談内容	田畑及び山林しかめぼしい財産がないが、死後に農家を継ぐ長男のみに財産を残したい。妻、長男以外の子は農業をする意思はなく、法律上どのような手続をすべきか教えて欲しいとのこと。 -----		
《回答》	(回答者) 行政 花子 ----- 長男以外の相続人の相続放棄、長男に対する生前贈与、遺産すべて長男に与える旨の遺言の3つの手段があることを説明しました。 ----- ただし、相続放棄は、被相続人が生前のうちはすることができず、生前贈与は贈与税非課税制限があること、遺言については遺留分減殺請求のおそれがあることなどのデメリットを説明しました。 ----- 遺留分については、太郎さんの生前に事前に裁判所の許可を受け、長男以外の相続人に放棄してもらうこともできる旨も説明しました。 ----- 農業の場合、共同相続の弊害が顕著な場合が多いため、他の相続人との関係が良好であるなら、遺言作成の上、遺留分を放棄して頂くことが確実である旨を説明しました。 -----		

※相談者住所氏名は、個人が特定されないようにしてください。